



【 広 報 資 料 】
令 和 8 年 2 月 1 6 日
仙 台 出 入 国 在 留 管 理 局

仙台空港での上陸許可時における在留カードの交付開始について

本年3月1日から、仙台空港において、新規の上陸許可によって中長期在留者（※）となった方に対して、同許可時に在留カードを交付する取扱いを開始します。

現在、8空港（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、神戸空港、広島空港及び福岡空港）において対象となる方に在留カードを交付していますが、今回新たに2空港（仙台空港及び那覇空港）においても在留カードを交付することとなります。

これまでは、対象となる方が仙台空港に到着しても、在留カードを空港で受け取ることができず、後日、市区町村役場に届け出た住居地あてに在留カードが送付されるという取扱いでしたが、3月1日からは、上陸許可時に仙台空港で在留カードを受け取ることができるようになり、その利便性が向上します。

※「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格を許可された外国人のうち、次の（1）から（4）までのいずれにも当てはまらない人です。

なお、次の（5）及び（6）に該当する人も中長期在留者には当たりません。

- （1）「3月」以下の在留期間が決定された人
- （2）「短期滞在」の在留資格が決定された人
- （3）「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- （4）（1）から（3）までに準ずるものとして法務省令で定めた人（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド又はその配偶者・子）
- （5）特別永住者
- （6）在留資格を有しない人

【 本 件 に 関 す る お 問 合 せ 】
仙 台 出 入 国 在 留 管 理 局 総 務 課
0 5 7 0 - 0 2 2 - 2 5 9 （ 1 1 # ）
対 応 時 間 ： 平 日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0